

平成21年 No.32

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項等の一部を改正する要項

制定理由

室員等の変更及び事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成21年 7月27日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成21年7月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

平成21年規程第24号

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程（平成16年規程第36号）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程（平成18年規程第16号）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程（平成18年規程第17号）

国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成21年7月28日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲山恭彦

国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項（平成20年3月28日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学産学連携推進本部要項（平成18年3月14日制定）

国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程の一部改正について

制定理由： 室員の変更及び事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 企画調査室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>総務課長</u></p> <p>(3) <u>企画調査役</u></p> <p>(4) <u>評価推進室長</u></p> <p>2 企画調査室に室長を置き、前項第1号に掲げる者のうちから学長が指名する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 企画調査室の庶務は、総務部<u>総務課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年7月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 企画調査室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>企画課長</u></p> <p>2 企画調査室に室長を置き、前項第1号に掲げる者のうちから学長が指名する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 企画調査室の庶務は、総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部改正について

制定理由： 室員の変更及び事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 点検評価室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>総務課長</u></p> <p>(3) <u>企画調査役</u></p> <p>(4) <u>評価推進室長</u></p> <p>2 点検評価室に室長を置き、前項第1号の室員のうちから学長が指名する。 (任期)</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 点検評価室の庶務は、総務部<u>総務課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年7月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 点検評価室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>企画課長</u></p> <p>2 点検評価室に室長を置き、前項第1号の室員のうちから学長が指名する。 (任期)</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 点検評価室の庶務は、総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学広報戦略室規程の一部改正について

制定理由： 室員の変更及び事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 広報戦略室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>広報連携協力課長</u></p> <p>(3) <u>企画調査役</u></p> <p>(4) <u>学生課長</u></p> <p>2 広報戦略室に室長を置き、前項第1号の室員のうちから学長が指名する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 広報戦略室の庶務は、総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成21年7月28日から施行し、平成21年7月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 広報戦略室は、次に掲げる室員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>総務課長</u></p> <p>(3) <u>学生サービス課長</u></p> <p>2 広報戦略室に室長を置き、前項第1号の室員のうちから学長が指名する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条 広報戦略室の庶務は、総務部<u>総務課</u>が処理する。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学委託業務推進本部要項の一部改正について

制定理由： 本部員の変更及び事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 理事（教育等担当）</p> <p>(2) 副学長（大学院教育等担当）</p> <p>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(4) <u>参事役</u></p> <p>(5) <u>教育企画課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長を置き、副学長（大学院教育等担当）をもって充てる。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>学務部教育企画課</u>が処理する。</p> <p><u>(要項の改廃)</u></p> <p>第8条 <u>この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年7月28日から施行し、平成21年7月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 理事（教育等担当）</p> <p>(2) 副学長（大学院教育等担当）</p> <p>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(4) <u>企画課長</u></p> <p>(5) <u>学務課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長を置き、副学長（大学院教育等担当）をもって充てる。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、<u>総務部企画課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。</p> <p>[省略]</p>

国立大学法人東京学芸大学産学連携推進本部要項の一部改正について

制定理由：本部員の変更及び事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>広報連携協力課長</u></p> <p>(3) <u>企画調査役</u></p> <p>(4) <u>財務課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部<u>広報連携協力課</u>が処理する。</p> <p><u>(要項の改廃)</u></p> <p>第7条 <u>この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。</u></p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。</p> <p>[省略]</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、平成21年7月28日から施行し、平成21年7月1日から適用する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。</p> <p>(1) 学長が委嘱する教員 若干名</p> <p>(2) <u>企画課長</u></p> <p>2 推進本部に本部長を置き、前項第1号の本部員のうちから学長が指名する。</p> <p>3 本部長は、推進本部の業務を総括する。</p> <p>[省略]</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 推進本部の庶務は、関係部課の協力を得て総務部<u>企画課</u>が処理する。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。</p> <p>[省略]</p>